

◎新潟県告示第779号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和7年8月8日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15030	登録年月日	平成17年8月11日				
登録検査機関の名称	有限会社丸山昌治商店						
代表者氏名	取締役 丸山 昌彦						
主たる事務所 の所在地	新潟県上越市稲田3丁目2番3号						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査 を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の 区 分	登録検査機関 の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地
新潟県	丸山 昌徳	玄米	K152023011				
備 考	略称『(有)丸山昌治商店』 令和7年8月8日 農産物検査員1名の登録抹消。検査員合計2名。						